

四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 45 号

四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備規則

(四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和 61 年四日市市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (職務に専念する義務の免除) 第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 法第 49 条の 2 第 1 項の規定による不利益処分についての <u>審査請求</u> をし、又はその審理に出頭する場合 (3)から(9)まで (略) | (職務に専念する義務の免除) 第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 法第 49 条の 2 第 1 項の規定による不利益処分についての <u>不服申立て</u> をし、又はその審理に出頭する場合 (3)から(9)まで (略) |

(四日市市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第 2 条 四日市市職員退職手当支給条例施行規則(昭和 31 年四日市市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 号様式から第 11 号様式までを次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例 第12条第1項 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

| | |
|-----------------------|---|
| (処分前の一般の退職手当等の額) | 円 |
| (処分後に支払われる一般の退職手当等の額) | 円 |

第5号様式（第10条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例 ^{第14条第1項} ~~第14条第2項~~ の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは ※ ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

| | |
|-----------------------|---|
| (処分前の一般の退職手当等の額) | 円 |
| (処分後に支払われる一般の退職手当等の額) | 円 |

第6号様式（第11条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | |
|-------------|-------|-------------------|
| （退職をした者の氏名） | | |
| （採用年月日） | 年 月 日 | （勤続期間） 年 月 |
| （退職年月日） | 年 月 日 | |

(裏面)

| | |
|---|---------------------------|
| (退職時の勤務公署) | |
| (退職時の職名) | (退職時の給料月額) 円 (職 級 号給) |
| (支払差止処分の理由) | |
| (支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 | |

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において四日市市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、四日市市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第7号様式（第11条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | |
|-------------|-------|-------------------|
| （退職をした者の氏名） | | |
| （採用年月日） | 年 月 日 | （勤続期間） 年 月 |
| （退職年月日） | 年 月 日 | |

(裏面)

| | |
|---|---------------------------|
| (退職時の勤務公署) | |
| (退職時の職名) | (退職時の給料月額) 円 (職 級 号給) |
| (公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) | |
| (思料される犯罪に係る罰条 :) | |
| (支払差止処分 of 取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、四日市市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、四日市市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 | |

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において四日市市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、四日市市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第8号様式（第11条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | |
|-------------|-------|-------------------|
| （退職をした者の氏名） | | |
| （採用年月日） | 年 月 日 | （勤続期間） 年 月 |
| （退職年月日） | 年 月 日 | |

(裏面)

| | |
|--|---------------------------|
| (退職時の勤務公署) | |
| (退職時の職名) | (退職時の給料月額) 円 (職 級 号給) |
| (懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由) | |
| (支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、四日市市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、四日市市職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 | |

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において四日市市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、四日市市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第9号様式（第11条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、※(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は※(2)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

| | | |
|-------------|-------|-------------------|
| （退職をした者の氏名） | | |
| （採用年月日） | 年 月 日 | （勤続期間） 年 月 |
| （退職年月日） | 年 月 日 | |

(裏面)

| | |
|---|---------------------------|
| (退職時の勤務公署) | |
| (退職時の職名) | (退職時の給料月額) 円 (職 級 号給) |
| (懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由) | |
| (支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が四日市市職員退職手当支給条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合 | |

備考1 ※(1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、※(2)には訴訟において四日市市を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、四日市市職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

第10号様式（第12条関係）

（表面）
退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|--|---|
| （既に支払われた一般の退職手当等の額） | 円 |
| （四日市市職員退職手当支給条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額） | 円 |

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(四日市市職員退職手当支給条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 ※には、訴訟において四日市市を代表する者を記載すること。

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

四日市市職員退職手当支給条例 第 1 5 条第 1 項 第 1 6 条第 1 項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に四日市市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に四日市市を被告として (訴訟において四日市市を代表する者は ※) 提起することができる (なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金

円

| | |
|--|---|
| (既に支払われた一般の退職手当等の額) | 円 |
| (四日市市職員退職手当支給条例 第 1 5 条第 1 項 第 1 6 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額) | 円 |

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(四日市市職員退職手当支給条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考1 ※には、訴訟において四日市市を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

第13号様式（第14条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例 第17条第1項
第17条第2項
第17条第3項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

| | |
|--|---|
| (既に支払われた一般の退職手当等の額) | 円 |
| (四日市市職員退職手当支給条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定により控除される失業者退職手当額) | 円 |

(裏面)

| |
|---|
| (退職をした者の氏名) |
| (退職手当の受給者の氏名) |
| (懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由) |
| (四日市市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明) |

備考1 ※には、訴訟において四日市市を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

第14号様式（第14条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

四日市市職員退職手当支給条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に四日市市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は ※ ）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

| | |
|--|---|
| (既に支払われた一般の退職手当等の額) | 円 |
| (四日市市職員退職手当支給条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額) | 円 |

(裏面)

| |
|---|
| (退職をした者の氏名) |
| (退職手当の受給者の氏名) |
| (納付命令の理由) |
| (四日市市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に関し 勘案した内容についての説明) |

備考1 ※には、訴訟において四日市市を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

(四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年四日市市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

四日市市長

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

| | |
|------|-----------------|
| 貸付番号 | 第 号 |
| 貸付金額 | 円 |
| 据置期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 償還期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 償還方法 | 年 賦 |
| 利 子 | 年3パーセント |

資金をお渡しする日と手続きについて

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参いただくもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明各1通

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

四日市市長

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式（第13条関係）

第 号

年 月 日

四日市市長

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった償還金の支払猶予につきましては、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第9号様式（第13条関係）

第 号

年 月 日

四日市市長

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日付で申請のあった償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式を次のように改める。

第11号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

四日市市長

様

違約金支払免除承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子
円に係る 年 月 日における約金 円の支払を免除します。

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

四日市市長

様

違約金支払免除不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

第14号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

四日市市長

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

| | | |
|-------------|-----|---|
| 申請日現在の償還未済額 | 元 金 | 円 |
| | 利 子 | 円 |
| | 違約金 | 円 |
| | 合 計 | 円 |

償還を免除した額

| | |
|-----|---|
| 元 金 | 円 |
|-----|---|

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額 利 子
違約金
合 計

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が加算されます。

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第15号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

四日市市長

様

災害援護資金償還免除不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合には、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が加算されます。

| | |
|-----|---|
| 元 金 | 円 |
| 利 子 | 円 |
| 違約金 | 円 |
| 合 計 | 円 |

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます（ただし、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

なお、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(四日市市と畜場法施行細則の一部を改正する規則)

第4条 四日市市と畜場法施行細則(平成20年四日市市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第13号様式を次のように改める。

と畜場外への持出し許可書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった（牛の皮、牛の卵巣、獣畜の肉等）の
と畜場外への持出しについては、次の条件を付して、と畜場法施行令第5条第1項
第 号の規定により許可します。

記

1 許可の期限

年 月 日 ～ 年 月 日

2 BSEスクリーニング検査の結果が陽性であった場合は、その牛の（皮、卵巣、
肉等）を返却すること

3 持出し品については、特定部位に接触していないものであること

年 月 日

四日市市長

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(四日市市健康増進法施行細則の一部改正)

第5条 四日市市健康増進法施行細則(平成20年四日市市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第8号様式の1から第8号様式の3までを次のように改める。

第8号様式の1 (第4条関係)

給食施設運営状況報告書 (児童福祉施設、学校)

年 月 日

四日市市保健所長

施設の名称
 施設の所在地
 施設の設置者
 施設の管理者 職名 氏名 印
 電話番号

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------|--------|-------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 施設種別 | 1 保育所 2 児童福祉施設 (保育所を除く。) 3 幼稚園 4 学校 (幼稚園を除く.) 施設人員 () 人 | | | | | | | | |
| 食事サービスの基本方針・目標 | 方針・目標 1 楽しい食生活の体験 2 健康な身体づくり 3 十分な栄養素の確保 4 その他 () | | | | | | | | |
| | 食事サービスの基本方針・目標に基づいた食事サービス (給食) の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない | | | | | | | | |
| 食事サービスの検討会議 (給食委員会等) | 会議 | 1 有 (頻度: 回/年) 2 無 | | | | | | | |
| | 構成員 | 1 管理者 2 医師 3 管理栄養士・栄養士 4 調理師 (員) 5 保育士・教諭・ 介護担当者 6 給食利用者 7 その他 () 計 () 人 | | | | | | | |
| | 内容 | 1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他 () | | | | | | | |
| 給食の対象・食数等以外の項目は、職員分を除く。 | 食数等 (1日あたり平均食数) | 年齢区分 | 朝食 (食) | 昼食 (食) | 夕食 (食) | 午前 おやつ (食) | 午後 おやつ (食) | その他 捕食 (食) | 合計 (食) |
| | | () ~ () 才 | | | | | | | |
| | | () ~ () 才 | | | | | | | |
| | | () ~ () 才 | | | | | | | |
| | | () ~ () 才 | | | | | | | |
| | | 職員 | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | |
| | 療養食 | 食物アレルギー食 (除去・代替)・療養食 食/日 | | | | | | | |
| | 共同調理 | 共同調理場の場合は、該当項目を記入のうえ、受配校名簿を添付すること。 受配校数及び給食数 (1日当たり): 小学校 () 校 () 食 中学校 () 校 () 食 その他 () () 箇所 () 食 | | | | | | | |
| | 食事時間 | 朝食 (~) 昼食 (~) 夕食 (~) | | | | | | | |
| 給食材料費 | 1人1日平均 () 円 = 1 食材料費のみ | | | | 2 その他含む (委託契約単価等) | | | | |
| | 1食平均 () 円 = 1 食材料費のみ | | | | 2 その他含む (委託契約単価) | | | | |
| 衛生管理 | 衛生管理マニュアルの活用 | | 1 有 2 無 | | | | | | |
| | 衛生点検表の活用 | | 1 有 2 無 | | | | | | |
| 栄養計画 | 利用者の把握・調査 | 年1回以上、施設が、個々人の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無 | | | | | | | |
| | | 1 性別 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長 5 体重 6 成長曲線 7 疾病 8 生活習慣 (運動習慣等、給食以外の食事・補食状況等) 9 その他 () | | | | | | | |
| | 給与栄養目標量の設定 | 対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2 () 種類 3 個別に作成 4 設定していない | | | | | | | |
| 給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他 () | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|--------------------|--------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------------|------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|--|
| 栄養計画 | 給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食2種類に関して記入 食種名 1 () 2 () | | | | | | | | | | | | | |
| | 給与栄養目標量と 実施給与栄養量 | 上段食種1 下段食種2 | エネルギー (kcal) | たんぱく 質(g) | 脂質 (g) | カルシウ ム (mg) | 鉄 (mg) | ビタミン | | | | 食塩 相当 (g) | 食物 繊維 (g) | |
| | | | | | | | | A (μg) (RE 当量) | B1 (mg) | B2 (mg) | C (mg) | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 食種1 たんぱく質エネルギー比 () % | | 脂肪エネルギー比 () % | | | | | | | | | | | |
| | 食種2 たんぱく質エネルギー比 () % | | 脂肪エネルギー比 () % | | | | | | | | | | | |
| | 栄養補助 食品の使 用状況 | 栄養補助食品等名称 | | 使用回数 | | 使用量 | | 栄養素名 | | 給与量(単位) | | | | |
| | | 回/週 | | g/回 | | | | ()/回 | | | | | | |
| | | 回/週 | | g/回 | | | | ()/回 | | | | | | |
| 評 価 | 年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | |
| | 評価項目 | | | 評価有無 | | 評価頻度 | | | 評価対象 | | | | | |
| | 1 身体状況(成長曲線)の評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | | 1 全員 2 一部 | | | | | |
| | 2 栄養摂取状況(喫食量)の評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | | 1 全員 2 一部 | | | | | |
| | 3 給食の品質(検食)評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | | 1 全員 2 一部 | | | | | |
| 評価後、食事サービスへの反映状況 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 給食の運営方針・目標 | | | 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | |
| 2 給与栄養目標量の設定・予定献立 | | | 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | |
| 3 調理法・調理形態・盛り付けなど | | | 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | |
| 4 食事環境、食事介助 | | | 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | |
| 帳 票 類 | 予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | | | |
| 食育実施 状況 (右記内容に 該当する 項目につ いて○印を つける。) | 項目 食育の目的等 | | 対象(複数可) | | | 実施者(複数可) | | | | | | | | |
| | | | 子ども | | 保護者 | 保育士・ 教諭 | | 栄養士・ 栄養教諭 | | 調理員 | | 外部の人 | | |
| | 1 食べ物を正しく選択することができる | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 食べ物の味がわかる | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 料理ができる | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 食べ物の育ちを感じる | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 元気な体がわかる | | | | | | | | | | | | | |
| 6 個別栄養相談・栄養指導 | | | | | | | | | | | | | | |
| 非常時の 対応 | 1 事故(食中毒等)時対策マニュアル | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | | | |
| | 2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議 | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | | | |
| | 3 非常災害時対策マニュアル | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | | | |
| | 4 非常食糧等の備蓄 | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | | | |
| | 5 非常食糧等を使用した予定献立の作成 | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | | | |
| 委託有無 | 委託の有無 1 有 2 無 | | | | | | | 施設側 | | 受託側 | | | | |
| | 委託先名称: | | | | | | | 常勤 | | 非常勤 | | 常勤 | | |
| | 所在地: | | | | | | | | | | | | | |
| | 現場の責任者: 職種 氏名 | | | | | 従事者(人) | | 管理栄養士 | | | | | | |
| | 内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄 6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他() | | | | | | | 栄養士 | | | | | | |
| 給食責任 者 | 所 属 | | | | | | 所 属 | | | | | | | |
| | 氏名・職種 | | | | | | 氏名・職種 | | | | | | | |
| | 連絡先 TEL | | | | | | 連絡先 TEL | | | | | | | |

第8号様式の2 (第4条関係)

給食施設運営状況報告書 (病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設)

年 月 日

四日市市保健所長

施設の名称

施設の所在地

施設の設置者

施設の管理者

電話番号

職名

氏名

印

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 施設種別 | 1 病院・診療所 (入院時食事療養 I II) 2 介護老人保健施設 3 老人福祉施設 4 社会福祉施設 | | | | | | | |
| 食事サービスの基本方針・目標 | 方針・目標 1 利用者の生活の質の向上 2 治療効果 3 生活習慣病予防 4 低栄養の予防 5 楽しい食事 6 その他 () | | | | | | | |
| | 食事サービスの基本方針・目標に基づいた食事サービス (給食) の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない | | | | | | | |
| 食事サービスの検討会議 (給食委員会等) | 会 議 | 1 有 (頻度: 回/年) 2 無 | | | | | | |
| | 構 成 員 | 1 管理者 2 医師 3 管理栄養士・栄養士 4 調理師 (員) 5 介護・看護担当者 6 給食利用者 7 その他 () 計 () 人 | | | | | | |
| | 内 容 | 1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他 () | | | | | | |
| 給食対象の食数等 (食数等以外の項目は、分除をく) | 食数等 (1日あたり平均食数) | 定員 (人) | 朝食 (食) | 昼食 (食) | 夕食 (食) | 補食 (食) | 合計 (食) | |
| | | 入院 (入所) 者 | | | | | | |
| | | 短期入所 | | | | | | |
| | | 通院 (日中利用者) | | | | | | |
| | | 配食サービス | | | | | | |
| | | 合計 | | | | | | |
| | | 職員 | | | | | | |
| | 食 種 | 一般食 (刻み食・ペースト食を含む。) () 食/日、特別食・療養食 () 食/日 | | | | | | |
| | 特 別 食・療養食 | 食種名を記入 [] | | | | | | |
| | 加 算 等 | 医療機関 1 栄養管理実施加算 2 食堂加算 3 特別食加算 4 特別メニュー 介護保険施設 1 栄養管理体制加算 2 栄養ケア・マネジメント加算 3 療養食加算 4 経口移行加算 障害者施設 1 栄養管理体制加算 | | | | | | |
| | 栄養補給法 | 1 経口栄養法 () 人 2 経腸栄養法 () 人 3 経口経腸栄養法 () 人 | | | | | | |
| | 適温給食 | 1 保温食器 2 保温保冷配膳車 3 食堂 | | | | | | |
| | 食事時間 | 朝食 (~) 昼食 (~) 夕食 (~) | | | | | | |
| | 給食材料費 | 1 人1日平均 () 円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む (委託契約単価) 1 食平均 () 円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む (委託契約単価) | | | | | | |
| 衛生管理 | 衛生管理マニュアルの活用 1 有 2 無 衛生点検表の活用 1 有 2 無 | | | | | | | |
| 栄養計画 | 利用者の把握・調査 | 年1回以上、施設が、個々人の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無 1 性別 2 年齢 3 身体活動レベル 4 身長 5 体重 6 BMI 7 疾病 8 血液検査結果 9 生活習慣 (運動・飲酒・喫煙習慣等、給食以外の食事・補食状況等) 10 その他 () | | | | | | |
| | 給与栄養目標量の設定 | 対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2 () 種類 3 個別に作成 4 設定していない | | | | | | |
| | | 給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他 () | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------|-----------|---------|------------|----------------|---------------|--------------------------------|----------|-----------|-----------|--------|
| 栄養計画 | 給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食に関して記入 食種名 () | | | | | | | | | | | |
| | 給与栄養目標量と実施給与栄養量 | エネルギー (kcal) | たんぱく質 (g) | 脂質 (g) | カルシウム (mg) | 鉄 (mg) | ビタミン | | | 食塩相当量 (g) | 食物繊維量 (g) | |
| | | | | | | | A (μg) (RE当量) | B 1 (mg) | B 2 (mg) | | | C (mg) |
| | | 給与栄養目標量 | | | | | | | | | | |
| | 実施給与栄養量 | | | | | | | | | | | |
| たんぱく質エネルギー比 () % | | | | | | 脂肪エネルギー比 () % | | | | | | |
| 栄養補助食品の使用状況 | 栄養補助食品等名称 | | 使用回数 | | 使用量 | | 栄養素名 | | 給与量(単位) | | | |
| | | | 回/週 | | g/回 | | | | ()/回 | | | |
| | | | 回/週 | | g/回 | | | | ()/回 | | | |
| | | | 回/週 | | g/回 | | | | ()/回 | | | |
| 評価 | 年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| | 評価項目 | | | 評価有無 | | 評価頻度 | | 評価対象 | | | | |
| | 1 身体状況の評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | 1 全員 | | 2 一部 | | |
| | 2 栄養摂取状況の評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | 1 全員 | | 2 一部 | | |
| | 3 食事に対する満足度評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | 1 全員 | | 2 一部 | | |
| | 4 主観的健康感の評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | 1 全員 | | 2 一部 | | |
| | 5 生活機能・身体機能の評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | 1 全員 | | 2 一部 | | |
| 6 給食の品質(検食)評価 | | | 1 有 2 無 | | 回/年 | | 1 全員 | | 2 一部 | | | |
| 評価後、食事サービスへの反映状況 | | | | | | | | | | | | |
| 1 給食の運営方針・目標 | | | 1 反映している | | 2 反映していない | | | | | | | |
| 2 給与栄養目標量の設定・予定献立 | | | 1 反映している | | 2 反映していない | | | | | | | |
| 3 調理形態、盛り付け | | | 1 反映している | | 2 反映していない | | | | | | | |
| 4 食事環境、食事介助 | | | 1 反映している | | 2 反映していない | | | | | | | |
| 5 経口栄養への移行 | | | 1 反映している | | 2 反映していない | | | | | | | |
| 帳票類 | 予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| 情報提供 | 健康栄養情報の提供 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| | 1 献立表の提供 2 栄養成分表示 3 卓上メモ 4 ポスター掲示 5 リーフレット配布 6 給食時の訪問 7 その他 () | | | | | | | | | | | |
| 栄養指導 | 個別 | 外来・日中利用 | 人/月 | | 集団 | 延べ | | 回/月 人/月 | | | | |
| | | 入院・入所者 | 人/月 | | | | | | | | | |
| | | 退院・退所時 | 人/月 | | | | | | | | | |
| | | 在宅訪問 | 人/月 | | | | | | | | | |
| 非常時の対応 | 1 事故(食中毒等)時対策マニュアル | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | |
| | 2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議 | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | |
| | 3 非常災害時対策マニュアル | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | |
| | 4 非常食糧等の備蓄 | | | | | 1 有 | | 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分 2 無 | | | | |
| | 5 非常食糧等を使用した予定献立の作成 | | | | | 1 有 2 無 | | | | | | |
| 委託有無 | 委託の有無 1 有 2 無 | | | | 従事者(人) | | 施設側 | | 受託側 | | | |
| | 委託先名称: | | | | | | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | | |
| | 所在地: | | | | | | 管理栄養士 | | | | | |
| | 現場の責任者: 職種 氏名 | | | | | | 栄養士 | | | | | |
| | 内容: 1 献立作成 2 発注 3 調理 4 配膳等 5 洗浄 6 栄養管理 7 栄養指導 8 その他 () | | | | | | 調理師 | | | | | |
| | | | | | | | 調理員 | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | |
| 給食責任者 | 所 属 | | | 所 属 | | 所 属 | | | | | | |
| | 氏名・職種 | | | 氏名・職種 | | 氏名・職種 | | | | | | |
| | 連絡先 TEL | | | 連絡先 TEL | | 連絡先 TEL | | | | | | |

第8号様式の3（第4条関係）

給食施設運営状況報告書（事業所、その他の施設）

年 月 日

四日市市保健所長

施設の名称
 施設の所在地
 施設の設置者
 施設の管理者 職名 氏名 印
 電話番号

| | | | | | | | |
|--------------------|---|--|------------------------------------|-------|---------|-------|-----|
| 施設種別 | 1 事業所 2 寄宿舍 3 矯正施設 4 自衛隊 5 その他（ ） 施設人員（ ）人 | | | | | | |
| 食事サービスの基本方針・目標 | 方針・目標 1 健康の維持・増進 2 生活習慣病予防 3 その他（ ） | | | | | | |
| | 基本方針・目標に基づいた食事サービス（給食）の実施状況 1 実施できている 2 まだ十分ではない 3 実施できていない 4 方針・目標が明確でない | | | | | | |
| 食事サービスの検討会（給食委員会等） | 会議 | 1 有（頻度： 回／年） 2 無 | | | | | |
| | 構成員 | 施設側 1 管理者 2 管理栄養士・栄養士 3 調理師（員） 4 健康管理 担当者（職種名： ） 6 給食利用者 7 その他（職種 名： ） 給食受託会社側 6 給食受託会社（職種名： ） 計（ ）人 | | | | | |
| | 内容 | 1 食事サービスに関する運営方針の検討 2 献立の検討 3 管理者・他部門等との情報交換・連携の場 4 給食・栄養管理の課題の検討 5 その他（ ） | | | | | |
| 給食の対象・食数等 | 食数等 | 朝食(食) | 昼食(食) | 夕食(食) | その他(食) | 合計(食) | |
| | 1日あたり平均食数 | | | | | | |
| | 食種（内容）は、食数の一番多い提供時間帯について記入 1 朝食 2 昼食 3 夕食 1 定食（ ）種類／日 2 カフェテリア 主食（ ）品 主菜（ ）品 副菜（ ）品 その他（ ）品／日 | | | | | | |
| | 給食材料費 1食平均（ ）円 = 1 食材料費のみ 2 その他含む（委託契約単価等） | | | | | | |
| | 食堂の分煙対策 1 全面禁煙 2 完全分煙 3 その他（ ） 4 無 | | | | | | |
| | 衛生管理 衛生管理マニュアルの活用 1 有 2 無 衛生点検表の活用 1 有 2 無 | | | | | | |
| 栄養計画 | 年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の把握をしている 1 有 2 無 | | | | | | |
| | 利用者の把握・調査 | 把握・調査項目 | | 割合 | 献立等への配慮 | | |
| | | 1 性・年齢 | | % | 1 | 有 | 2 無 |
| | | 2 身体活動レベル | | % | 1 | 有 | 2 無 |
| | | 3 体格指数 | BMI 25以上の人の割合 BMI 18.5以下の人の割合 | % | 1 | 有 | 2 無 |
| | | 4 疾病状況 | 糖尿病の人の割合 高血圧症の人の割合 高脂血症の人の割合 | % | 1 | 有 | 2 無 |
| 5 その他 | | % | 1 | 有 | 2 無 | | |
| 給与栄養目標量の設定 | 対象別に設定した給与栄養目標量の種類 1 1種類のみ 2（ ）種類 3 個別に作成 4 設定していない | | | | | | |
| | 給与栄養目標量の設定頻度 1 3か月に1回設定 2 6か月に1回設定 3 その他（ ） | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---|--------------|-----------|---------------|-----------|-------------------------------|------------|------------|--------------|-------------|--|
| 栄養 計画 | 給与栄養目標量と実施給与栄養量は、最も提供数の多い給食に関して記入 食種 年齢：()才から()才 性別：男・女・男女とも | | | | | | | | | | | |
| | 給与栄養目標量と 実施給与栄養量 | エネルギー (kcal) | たんぱく質 (g) | 脂質 (g) | カルシウム (mg) | 鉄 (mg) | ビタミン | | | 食塩相当量 (g) | 食物繊維 (g) | |
| | | | | | | | A (μ g) (RE 当量) | B1 (mg) | B2 (mg) | C (mg) | | |
| | | 給与栄養目標量 | | | | | | | | | | |
| | 実施給与栄養量 | | | | | | | | | | | |
| | たんぱく質エネルギー比 () % | | | | | | 脂肪エネルギー比 () % | | | | | |
| | 栄養補助 食品の使用 状況 | 栄養補助食品等名称 | | 使用回数 | 使用量 | 栄養素名 | | 給与量(単位) | | | | |
| | | | | 回/週 | g/回 | | | ()/回 | | | | |
| | | | | 回/週 | g/回 | | | ()/回 | | | | |
| | 評 価 | 年1回以上、施設が利用者の身体状況、栄養状態等の評価をしている 1 有 2 無 | | | | | | | | | | |
| 評価項目 | | | 評価有無 | | 評価頻度 | | 評価対象 | | | | | |
| 1 身体状況の評価 | | | 1有 2無 | | 回/年 | | 1 全員 2 一部 | | | | | |
| 2 栄養摂取状況の評価 | | | 1有 2無 | | 回/年 | | 1 全員 2 一部 | | | | | |
| 3 食事に対する満足度評価 | | | 1有 2無 | | 回/年 | | 1 全員 2 一部 | | | | | |
| 評価後、食事サービスへの反映状況 | | | | | | | | | | | | |
| 1 給食の運営方針・目標 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | | |
| 2 給与栄養目標量の設定・予定献立 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | | |
| 3 調理形態、盛り付け 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | | |
| 4 食事環境 1 反映している 2 反映していない | | | | | | | | | | | | |
| 帳票類 | 予定・実施献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設内にある 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| 情 報 提 供 | 健康栄養情報の提供 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| | 1 献立表の提供 2 栄養成分表示 3 卓上メモ 4 ポスター掲示 5 リーフレット配布 6 給食時の訪問 7 モデル献立の展示 8 その他 () | | | | | | | | | | | |
| | 食事バランスガイドの活用 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| 栄 養 指 導 | 個別指導 ()人/月 内容 1 生活習慣 2 肥満 3 糖尿病 4 高血圧症 5 高脂血症 6 その他() | | | | | | | | | | | |
| | 集団指導 ()回/月 延べ()人/月 内容 1 生活習慣 2 肥満 3 糖尿病 4 高血圧症 5 高脂血症 6 その他() | | | | | | | | | | | |
| 非常時 の対応 | 1 事故(食中毒等)時対策マニュアル 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| | 2 事故時食糧確保のための他の食事提供施設との協議 1 有 2 無 3 非常災害時対策マニュアル 1 有 2 無 4 非常食糧等の備蓄 1 有 水()人分を()日分、食糧()人分を()日分 2 無 5 非常食糧等を使用した予定献立の作成 1 有 2 無 | | | | | | | | | | | |
| 委 託 有 無 | 委託の有無 1 有 2 無 | | | | 委託先名称： | | 施設側 | | 受託側 | | | |
| | 所在地： | | | | | | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | | |
| | 現場の責任者：職種 氏名 | | | | | | 管理栄養士 | | | | | |
| | | | | | | | 栄養士 | | | | | |
| | | | | | | | 調理師 | | | | | |
| | | | | | | | 調理員 | | | | | |
| | | | | | | その他 | | | | | | |
| 給食 責任者 | 所 属 | | | | 報告書 作成者 | | 所 属 | | | | | |
| | 氏名・職種 | | | | | | 氏名・職種 | | | | | |
| | 連絡先 TEL | | | | | | 連絡先 TEL | | | | | |

第10号様式を次のように改める。

勸告履行命令書

施設名
設置者氏名 様

四日市市保健所長 印

健康増進法第23条第1項の規定に基づき、年 月 日付け第 号で必要な措置を講ずるよう改善勧告しましたが、この勧告に従わなかったので、第23条第2項に基づき、措置を講ずるよう命令します。

| | |
|----------------|-------|
| 命令事項 | |
| 命令の理由 | |
| 措置を講じなければならぬ期限 | 年 月 日 |

以上のことについて、その状況を期限までに四日市市保健所長あてに報告してください。

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(四日市市生活保護施行細則の一部改正)

第6条 四日市市生活保護施行細則(平成13年四日市市規則第28号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|-----------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------|----------------|
| <p>(準用)</p> <p>第9条 第2条から第7条まで、第7条の3及び前条の規定は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の例によるとされた事務について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | | <p>(準用)</p> <p>第9条 第2条から第7条まで、第7条の3及び前条の規定は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の例によるとされた事務について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 第4条 | 第8号様式、 第9号様式 又は第10号様式 | 第21号様式、 <u>第22号様式</u> 又は第23号様式 | 第4条 | 第8号様式、 第9号様式 又は第10号様式 | 第21号様式又は第23号様式 |
| (略) | | | (略) | | |

第8号様式から第10号様式までを次のように改める。

年 月 日
四日市市社会福祉事務所
所長

保 護 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を、下記のとおり しましたから通知します。

記

1. 保護の種類および程度

| 種 類 | 生活扶助 | 住宅扶助 | 教 育 扶 助 | | その他扶助 | 合 計 |
|---------------------|------|------|---------|-----|-------|-----|
| | | | 教育費 | 給食費 | | |
| 程 度 | | | | | | |
| うち介護保険料充当額 | | | 月分 | 円 | | |
| この変更による追加支給額 | | | 月分 | 円 | | |
| この変更による返還額 返還の方法 | | | 月分 | 円 | | |
| 介護扶助本人支払額 | | | 月分 | 円 | | |
| 医療扶助本人支払額 | | | 月分 | 円 | | |
| 施設事務費自己負担額 | | | 月分 | 円 | | |

2. 保護の変更時期 年 月 日
3. 保護を決定した理由
4. 扶助金の支給日及び支給場所
5. この決定が申請受理後14日を経過した理由

教示

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(第9号様式) (第4条関係)

年 月 日
四日市市社会福祉事務所
所長

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1. 却下の理由
2. この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(第10号様式) (第4条関係)

年 月 日
四日市市社会福祉事務所
所長

保 護 決 定 通 知 書

年 月 日付け開始決定した生活保護法による保護を、下記のとおり しまし
たから通知します。

記

2. した保護の種類

2. 停止する年月日 年 月 日から
年 月 日まで

3. 廃止する年月日

4. 理由

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注意 保護廃止の日から国民健康保険が使えますから、必要な方はこの通知書を持参のうえ、14日以内に保険年金課(市役所3階)または各地区市民センターに届けてください。

第21号様式から第23号様式までを次のように改める。

発第 号

年 月 日
四日市市社会福祉事務所
所長

支援給付開始(変更)通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

ハ 介護支援給付自己負担額 円(事業者名)

| イ 種類 | 生活 支援給付 | 住宅 支援給付 | 医療 支援給付 | 介護 支援給付 | () 支援給付 | 計 |
|------|------------|------------|------------|------------|-------------|---|
| ロ 程度 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

円(事業者名)

円(事業者名)

ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(第22号様式) (第9条関係)

発第 号

年 月 日

四日市市社会福祉事務所
所長

支援給付申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

発第 号

年 月 日

四日市市社会福祉事務所
所長

支 援 給 付 廃 止 決 定 通 知 書
停 止

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり

廃止
停止 したから通知します。

記

1 廃止 した支援給付の種類
停止

2 停止する期間

3 廃止する時期 年 月 日

4 理 由

(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第30号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

四日市市社会福祉事務所
所長

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定しましたから通知します。

記

1. 支給額 円
2. 保護の廃止時期 年 月 日
3. 支給を決定した理由
4. 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(備考)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対し審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

(四日市市老人福祉法施行細則の一部改正)

第7条 四日市市老人福祉法施行細則(平成6年四日市市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までを次のように改正する。

住 所
氏 名

措 置 開 始 通 知 書

老人福祉法第11条により措置を下記のとおり開始しますので通知します。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

| | | | | |
|-------------------|---------------------|---|-------|-----|
| 氏 名 | | | | 男・女 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生（ 歳） | | | |
| 住 所 | 四日市市 | | | |
| 入 所 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 入 所 施 設 | 住所 | | | |
| 入 所 要 件 | 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム | | | |
| 費 用 徴 収 額 (月額) | 本 人 | 円 | 月分日割額 | 円 |
| | 扶養義務者 | 円 | 月分日割額 | 円 |

備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

問い合わせ先 四日市市社会福祉事務所 介護・高齢福祉課

住 所
氏 名

措 置 変 更 通 知 書

下記のとおり措置を変更しますので通知します。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

| | | |
|-----------|---------|-----|
| 氏 名 | | 男・女 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生（ | 歳） |
| 入 所 施 設 | | |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 変 更 理 由 | | |

備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

問い合わせ先 四日市市社会福祉事務所 介護・高齢福祉課

住 所

氏 名

措置廃止（休止）通知書

下記のとおり措置を廃止（休止）しますので通知します。

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

| | | |
|-----------|-----------------------|-----|
| 氏 名 | | 男・女 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生（ 歳） | |
| 退 所 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 退 所 施 設 | | |
| 退 所 理 由 | 家庭復帰・長期入院・措置換え・死亡・その他 | |
| | 備考 | |

備考 この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対し審査請求することができます。

問い合わせ先 四日市市社会福祉事務所 介護・高齢福祉課

(四日市市介護保険条例施行規則の一部改正)

第8条 四日市市介護保険条例施行規則(平成12年四日市市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長

介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書

年 月 日にあなたが行った要介護認定・要支援認定の申請について介護保険法第27条第8項、第32条第4項（それぞれ他の条項において準用する場合を含む。）に基づき以下のとおり認定されました。

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者番号 | | 被保険者氏名 | |
|--------|--|--------|--|

認定結果

| |
|--|
| |
|--|

認定年月日

| |
|--|
| |
|--|

理由

| |
|--|
| |
|--|

介護認定審査会の意見・サービスの種類の指定

| |
|--|
| |
|--|

| | |
|---------|---------------|
| 認定の有効期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
|---------|---------------|

- ・ 認定の有効期間内であっても、心身の状態が変化した等の場合は、再度、要介護認定・要支援認定の申請を行うことができます。
- ・ サービスの種類の指定を受けた場合には、その後の心身状態の変化により、必要があるときには、当該指定に係るサービス種類の変更申請を行うことができます。

- 1 この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第 4 号様式を次のように改める。

第7号様式を次のように改める。

第10号様式を次のように改める。

様

四日市市長 印

介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額・免除認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | |
|--------|--|--------|--|

| 決定年月日 | | 年 月 日 | |
|-------|-------|-------|--|
| 決定事項 | 承認する | 承認内容 | |
| | | 適用年月日 | |
| | | 有効期限 | |
| | 承認しない | (理由) | |

- 1 この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第 1 3 号様式を次のように改める。

第16号様式を次のように改める。

様

四日市市長 印

特例居宅介護サービス費等支給（不支給）決定通知書

- 〔 特例居宅介護（介護予防）サービス費 ・ 特例地域密着型介護（介護予防）サービス費
特例居宅介護（介護予防）サービス計画費 ・ 特例施設介護サービス費 〕

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------------------------|------------------------------|---|-------|------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受付年月日 | 年 | 月 | 日 | 決定年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 本人支払額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給付の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給 | <input type="checkbox"/> する | <input type="checkbox"/> しない | | | 支給金額 | | | | | | | | | | | | | | 円 | |
| 不支給・減額の理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 1 この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第17号様式の2を次のように改める。

様

四日市市長 印

介護保険高額介護サービス費等支給（不支給）決定通知書

高額介護サービス費等の支給申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 決定年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該当月及び 支給金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決定内容 | | | | | | | | | | 支給総額 | | | | | | | | | |

| 振込先（予定） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関 | | | | | | | | | | 支店 | | | | | | | | | | |
| 口座種目 | | | | | | | | | | 口座番号 | | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | | | 振込予定日 | | | | | | | | | | |

- 1 この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第17号様式の5を次のように改める。

〒 ー

様

四日市市長



高額医療合算介護サービス費等支給(不支給)決定通知書

先に申請のありました高額医療合算介護サービス費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | | | | | |
|--------|--|-------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 | | 保険者番号 | | 被保険者番号 | |
|--------|--|-------|--|--------|--|

| | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|---|
| 計算対象期間 | 年 月 ~ | | 年 月 | |
| 申請年月日 | 年 月 日 | 決定年月日 | 年 月 日 | |
| 計算対象期間中の自己負担額の合計額 | 円 | 支給額 | | 円 |
| 給付の種類 | | | | |
| 不支給の理由 | | | | |

| 振込先(予定) | | | | |
|---------|--|-------|--|--|
| 金融機関 | | 支店 | | |
| 口座種目 | | 口座番号 | | |
| 口座名義人 | | 振込予定日 | | |

[問い合わせ先]

- この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。
- この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として、津地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができません(介護保険法第196条)。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取り消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

第18号様式の2を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

介護保険特例特定入所者介護サービス費等支給決定通知書

先に申請のありました、特例特定入所者介護サービス費等の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 決定年月日 | | 年 月 日 | |
|-------|-------|--------|--|
| 決定事項 | 支給する | 支給決定金額 | |
| | | 支払年月日 | |
| | | 備考 | |
| | 支給しない | (理由) | |

- 1 この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第15条関係）

様

介護保険料徴収猶予決定通知書

四日市市指令 第 号
年 月 日

四日市市長 印

さきに申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、下記の通り承認・不承認 と決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | |
|-----------|--|
| 徴収猶予決定年月日 | |
| 不承認理由 | |

| 納期 | 保険料額 | 徴収猶予期間 | 備考 |
|-----|------|--------|----|
| 4月 | | ～ | |
| 5月 | | ～ | |
| 6月 | | ～ | |
| 7月 | | ～ | |
| 8月 | | ～ | |
| 9月 | | ～ | |
| 10月 | | ～ | |
| 11月 | | ～ | |
| 12月 | | ～ | |
| 1月 | | ～ | |
| 2月 | | ～ | |
| 3月 | | ～ | |
| 合計 | | ～ | |

- この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第 2 2 号様式を次のように改める。

第22号様式（第16条関係）

様

介護保険料減免決定通知書

四日市市指令 第 号
年 月 日

四日市市長 印

さきに申請がありました 年度分介護保険料の減免については、下記の通り承認・不承認 と決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 減免決定年月日 | | 決定した減免額 | |
| 減免前保険料額 | | 減免後保険料額 | |
| 不承認理由 | | | |

| 納期 | 減免前保険料額 | 減 免 額 | 減免後保険料額 |
|-----|---------|-------|---------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | | | |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 合計 | | | |

- この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(四日市市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第9条 四日市市知的障害者福祉法施行細則(平成15年四日市市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

様

四日市市社会福祉事務所長

印

支 援 決 定 通 知 書

あなたを、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり支援することに決定したので、通知します。

記

| | |
|---------------------|---|
| 支 援 の 種 類 と 量 | |
| 支 援 を 提 供 す る 事 業 所 | 事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先 |
| 予 定 期 間 | |
| 費 用 徴 収 額 | (本人負担額) (扶養義務者負担額) 市へお支払ください。 |
| そ の 他 | |

(教示事項)

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 年 月 日 号

様

四日市市社会福祉事務所長

印

支援変更決定通知書

年 月 日付けで通知した支援の内容を下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

| | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----------------------------|---------|
| 支援の種類と量 | | |
| 支援を提供する事業所 | 事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先 | |
| 予定期間 | | |
| 費用徴収額 | (本人負担額) | (本人負担額) |
| その他 | | |

(教示事項)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 年 月 日
号

様

四日市市社会福祉事務所長

印

支 援 終 了 決 定 通 知 書

知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項第2号の規定に基づき行った支援を次のとおり終了することと決定しましたので通知します。

記

| | |
|------------|-----------------------------|
| 支援の種類と量 | |
| 支援を提供する事業所 | 事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先 |
| 終了日 | |
| その他 | |

(教示事項)

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 1 1 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

印

職 親 申 込 不 承 認 通 知 書

知的障害者福祉法施行規則第39条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった職親については認められないので通知します。

不承認の理由：

（教示事項）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第13号様式を次のように改める。

様

四日市市社会福祉事務所長 印

職 親 委 託 決 定 通 知 書

次のとおり援護（職親）を委託することに決定しましたので通知します。

| | | |
|---------------|-------------|---------------|
| 対 象 者 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 受 託 者 (職親) | ふりがな 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 指導訓練を受ける場所 | | |
| 指導訓練を受ける事項 | | |
| 住み込み・通いの別 | | |
| 委 託 予 定 期 間 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 |

(教示事項)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第15号様式を次のように改める。

第 年 月 日
号

様

四日市市長

印

費用徴収額決定・変更通知書

知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づく措置に要する費用について、下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。

記

| | |
|-------|--|
| 氏 名 | |
| サービス名 | |
| 費用徴収額 | |
| 理 由 | |

（教示事項）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第10条 四日市市身体障害者福祉法施行細則(平成15年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5号様式から第7号様式までを次のように改める。

様

四日市市社会福祉事務所長

印

支 援 決 定 通 知 書

あなたを、身体障害者福祉法第18条の規定に基づき、次のとおり支援することに決定したので、通知します。

記

| | |
|------------|--|
| 支援の種類と量 | |
| 支援を提供する事業所 | 事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先 |
| 予定期間 | |
| 費用徴収額 | (本人負担額) (扶養義務者負担額) 市へお支払いください。 |
| その他 | |

(教示事項)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

四日市市社会福祉事務所長

印

支 援 変 更 決 定 通 知 書

年 月 日付けで通知した支援の内容を下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

| | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----------------------------|---------|
| 支援の種類と量 | | |
| 支援を提供する事業所 | 事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先 | |
| 予定期間 | | |
| 費用徴収額 | (本人負担額) | (本人負担額) |
| その他 | | |

(教示事項)

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 年 月 日 号

様

四日市市社会福祉事務所長

印

支 援 終 了 決 定 通 知 書

身体障害者福祉法第18条の規定に基づき行った支援を次のとおり終了することと決定しましたので通知します。

記

| | |
|------------|-----------------------------|
| 支援の種類と量 | |
| 支援を提供する事業所 | 事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先 |
| 終了日 | |
| その他 | |

（教示事項）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第10号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

費用徴収額決定・変更通知書

身体障害者福祉法第18条の規定に基づく措置に要する費用について、下記のとおり決定（変更）しましたので通知します。

記

| | |
|-------|--|
| 氏 名 | |
| サービス名 | |
| 費用徴収額 | |
| 理由 | |

（教示事項）

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年四日市市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第10条関係)

様

四日市市長

障害者医療費助成決定通知書

先に申請のありました障害者医療費助成金について、
右記のとおり決定しましたので通知します。

(教示事項)

- この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算してから6か月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

| | | | |
|-----|-----|-------|--|
| 障害者 | 医療費 | 受給者番号 | |
|-----|-----|-------|--|

| | | | |
|-------------|------|----------|-----------|
| 振 込 先 | | | |
| 診療月 | 医療機関 | 入院 外来 | 振込金額 |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 合 計 | 件 | | 円 |
| 申請月 | 年 | 月 | 振込日 年 月 日 |

(四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第12条 四日市市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成20年四日市市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

措置入院決定のお知らせ

様

年 月 日

四日市市長

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。
- 2 あなたの入院は、〔①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定による緊急措置入院〕です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。
- 6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。
それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、三重県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

| |
|---|
| 〒514-8567 津市桜橋3-446-34 三重県こころの健康センター 電話 059-223-5244 |
|---|

- 7 病院の治療方針に従って療養に専念してください。
- 8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(四日市市病児保育室設置条例施行規則の一部改正)

第 1 3 条 四日市市病児保育室設置条例施行規則 (平成 1 2 年四日市市規則第 4 7 号)

の 一部を次のように改正する。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

許 可
四日市市病児保育室利用 通知書
不許可

年 月 日

様

四日市市病児保育室指定管理者

印

年 月 日付で申込みのあった病児保育室の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用を許可する。

| | | | |
|-------|---------|---------|--|
| 児 童 名 | | 生年月日 | |
| 利用期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 利用料 | 日 額 | 円 | |
| 備 考 | | | |

2 利用を許可しない。
(理由)

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第14条 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第10条関係)

様

四日市市長

子ども医療費助成決定通知書

先に申請のありました子ども医療費助成金について、右記のとおり決定しましたので通知します。

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として提起することができます。(なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

| | | | |
|-----|-----|-------|--|
| 子ども | 医療費 | 受給者番号 | |
|-----|-----|-------|--|

| | | | |
|-----|------|----------|-----------|
| 振込先 | | | |
| 診療月 | 医療機関 | 入院 外来 | 振込金額 |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 合計 | 件 | | 円 |
| 申請月 | 年 | 月 | 振込日 年 月 日 |

(四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年四日市市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第10条関係)

様

四日市市長

一人親家庭等医療費助成決定通知書

先に申請のありました一人親家庭等医療費助成金について、右記のとおり決定しましたので通知します。

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として提起することができます。(なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

| | | |
|------------|-------|--|
| 一人親家庭等 医療費 | 受給者番号 | |
|------------|-------|--|

| | | | |
|-----|------|----------|-----------|
| 振込先 | | | |
| 診療月 | 医療機関 | 入院 外来 | 振込金額 |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 年 月 | | | |
| 合計 | 件 | | 円 |
| 申請月 | 年 | 月 | 振込日 年 月 日 |

(四日市市母子保健法施行細則の一部改正)

第16条 四日市市母子保健法施行細則(平成20年四日市市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

(申請者)

様

四日市市長 印

養育医療給付決定通知書

さきに申請のありました 様にかかる養育医療給付申請書を審査した結果、医療給付を適当と認めたので通知します。

なお、別添医療券を交付するので指定養育医療機関に提出してください。

おって、医療にかかる費用の一部負担について、通知します。

徴収基準月額 円

(注)ただし、2人以上の児童について同時に養育医療の給付を行う場合は、その月の徴収月額中最も多額な児童以外の児童については、上記額の10分の1(加算基準月額)により徴収月額を算定する。

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

第6号様式の1を次のように改める。

第6号様式の1（第3条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

四日市市長

印

養育医療給付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました養育医療の給付申請については、下記の理由により給付することができないため、不承認とします。

記

- 1 乳児氏名
- 2 不承認理由

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

四日市市長

印

移送給付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました養育医療の移送給付申請については、
下記の理由により給付することができないため、不承認とします。

記

- 1 乳児氏名
- 2 不承認理由

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 1 1 号様式を次のように改める。

養育医療継続給付承認書

（申請者）

様

四日市市長

印

年 月 日付けで申請のありました下記のものにかかる養育医療継続給付申請については、年 月 日から年 月 日までの間継続することを承認します。

記

- 1 乳児氏名
- 2 医療券の番号

| | |
|---------|--|
| 公費負担者番号 | |
| 受給者番号 | |

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 1 2 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長 印

養育医療継続給付決定通知書

さきに申請のありました 様にかかる養育医療継続給付申請書を審査した結果、医療給付の継続を適当と認めたので通知します。

なお、別添承認券を交付するので指定養育医療機関に提出してください。

おって、医療にかかる費用の一部負担について、通知します。

徴収基準月額 円

(注)ただし、2人以上の児童について同時に養育医療の給付を行う場合は、その月の徴収月額の最も多額な児童以外の児童については、上記額の10分の1(加算基準月額)により徴収月額を算定する。

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として(訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第13号様式の1を次のように改める。

第 13 号様式の 1 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

四日市市長

印

養育医療継続給付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました養育医療継続給付申請については、下記の理由により給付することができないため、不承認とします。

記

- 1 乳児氏名
- 2 不承認理由

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(四日市市自転車競走実施規則の一部改正)

第17条 四日市市自転車競走実施規則(昭和37年四日市市規則第22号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章から第5章まで (略)</p> <p>第6章 <u>審査請求</u>(第60条—第62条)</p> <p>第7章及び第8章 (略)</p> <p>(番組決定に対する<u>審査請求</u>排除)</p> <p>第49条 選手及び先頭員は、前条第1項に規定する決定及び同条第2項に規定する変更に対して<u>審査請求</u>をすることができない。</p> <p>(異議)</p> <p>第60条 審議会の制裁を受けた者が、これを不服とするときは、市長に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による<u>審査請求</u>を行うことができる。</p> <p>(<u>審査請求</u>の方法)</p> <p>第61条 <u>審査請求</u>は、制裁の通告を受けたことを知った日から<u>3か月</u>以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をもってこれを<u>請求</u>しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場</p> | <p>目次</p> <p>第1章から第5章まで (略)</p> <p>第6章 <u>不服申立て</u>(第60条—第62条)</p> <p>第7章及び第8章 (略)</p> <p>(番組決定に対する<u>異議申立</u>排除)</p> <p>第49条 選手及び先頭員は、前条第1項に規定する決定及び同条第2項に規定する変更に対して<u>異議</u>を申し立てることができない。</p> <p>(異議)</p> <p>第60条 審議会の制裁を受けた者が、これを不服とするときは、市長に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による<u>不服申立て</u>を行うことができる。</p> <p>(<u>不服申立て</u>の方法)</p> <p>第61条 <u>不服申立て</u>は、制裁の通告を受けたことを知った日から<u>60日</u>以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をもってこれを<u>申し立て</u>なければならない。ただし、緊急やむを得ない場</p> |

合は、口頭をもって請求することができる。

(1) 当該審査請求を行う者の住所、氏名及び年齢

(2) 競輪振興法人から交付を登録証の登録番号(当該審査請求を行う者が、法第6条の規定により競輪に出場する選手として競輪振興法人に登録された者である場合に限る。)

(3) 及び(4) (略)

(5) 審査請求の理由

(裁決の通知)

第62条 市長は、異議を裁決したときは、速やかにその結果を当該審査請求を行った者に通知する。

場合は、口頭をもって申し立てることができる。

(1) 当該不服申立てを行う者の住所、氏名及び年齢

(2) 競輪振興法人から交付を登録証の登録番号(当該不服申立てを行う者が、法第6条の規定により競輪に出場する選手として競輪振興法人に登録された者である場合に限る。)

(3) 及び(4) (略)

(5) 不服申立ての理由

(裁決の通知)

第62条 市長は、異議を裁決したときは、速やかにその結果を当該不服申立てを行った者に通知する。

(四日市競輪場内施設の使用に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 四日市競輪場内施設の使用に関する条例施行規則(平成17年四日市市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

指令 第 号
年 月 日

四日市競輪場内施設 使用許可 書
使用料決定

四日市市長 印

(申請者) 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 (代表者) _____

電 話 _____

四日市競輪場内施設の使用の許可を次のとおり許可します。

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-------|--------|----|----|--------|----|
| 使用目的 〔減免申請理由〕 〔行事の名称〕 内容 | | | | | | 入場予定人員 | |
| | | | | | | 人 | |
| 使用日時 及 び 使用施設 | 使用年月日 (曜) | 使用施設名 | 使用時間区分 | | | | 摘要 |
| | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | |
| | ・ ・ () | | | | | | |
| | ・ ・ () | | | | | | |
| 持込設備 | | | | | | | |
| 入場料等の徴収 | <input type="checkbox"/> 徴収する (1人 円) <input type="checkbox"/> 徴収しない | | | | | | |
| 会場責任者 住所・氏名 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <div style="text-align: right;">(電話)</div> | | | | | | |

| | | | |
|-----------------------------|---|-----|-----|
| ※使用料 | 基本使用料 | 減免額 | 合 計 |
| | 円 | 円 | 円 |
| ※使用料の減免 | <input type="checkbox"/> 減免する (<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 5割) (施行規則第7条第1項第 号による) <input type="checkbox"/> 減免しない | | |
| ※備 考 〔使用許可の〕 〔条 件 等 〕 | | | |

備考 1 四日市競輪場内施設使用料条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2 使用後は、設備等を原状に回復し、点検を受けてください。

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取り消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

指令 第 号
年 月 日

四日市競輪場内施設使用変更（取消）許可書

四日市市長 印

(使用者) 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 (代表者) _____
 電 話 _____

四日市競輪場内施設の使用 { 変更 } を次のとおり許可します。
 { 取消 }

| | | | |
|--------------|--|--------|-----|
| 使用許可年月日 | 年 月 日 | 使用許可番号 | 第 号 |
| 許可を受けた施設名 | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日 | | |
| 変更（取消）理由及び内容 | | | |

| ※使用料の精算 | 変 更 | 既納使用料 | | 円 | 取 消 | 既納使用料 | | 円 | | |
|------------------------|--------|---|------------------|-------|--------|-------|---|---|--|--|
| | | 使 用 料 | 変 更 後 の | 基本使用料 | | 円 | / | | | |
| | | | | 減免額 | | 円 | | | | |
| | | | | 合計 | | 円 | | | | |
| | | 差引使用料 | | 円 | | | | | | |
| ※変更後の使用料の減免 | | <input type="checkbox"/> 減免する (<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 5割) (施行規則第7条第1項第 号による) <input type="checkbox"/> 減免しない | | | | | | | | |
| ※備 考 〔使用許可の 条件等〕 | | | | | | | | | | |

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取り消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第6号様式を次のように改める。

指令 第 号
年 月 日

四日市競輪場内施設使用料還付決定通知書

四日市市長 印

(使用者) 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 (代表者) _____
 電 話 _____

年 月 日付けで申請のあった四日市競輪場内施設の使用料の還付については、次のとおり決定しました。

| | | | |
|---------------|--|--------------|-----|
| 使用許可年月日 | 年 月 日 | 使用許可番号 | 第 号 |
| 使用変更(取消)許可年月日 | 年 月 日 | 使用変更(取消)許可番号 | 第 号 |
| 許可を受けた施設名 | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日 | | |
| 還付申請の理由 | | | |
| 既納使用料 | 円 | 還付額 | 円 |

| | | | |
|-----------------|-----------|--|---------|
| 還付金の処理方法 | | <input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 会計管理室窓口で受け取る | |
| 還付先口座 | 金融機関 | 銀行・信金 | 支店・支所 |
| | | 信組・農協 | () |
| | (金融機関コード) | | (支店コード) |
| | 預金種別 | 1 普通 (総合) 2 当座 9 その他 () | |
| 口座番号 | | | |
| 口座名義 (カナで記入) | | | |
| | | | |

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取り消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(四日市市漁港管理条例施行規則の一部改正)

第19条 四日市市漁港管理条例施行規則(昭和62年四日市市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第10号様式から第15号様式を次のように改める。

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

指定区域内工作物（新築・改築・増築）の（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった指定区域内における工作物の（新築・改築・増築）について、次のとおり（承認・不承認）の通知をします。

年 月 日

四日市市長

印

| | | |
|-------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 漁 港 の 名 称 | | |
| 工 作 物 の 名 称 | | |
| 承 | 新 築、改 築 又 は 増 築 の 場 所 | |
| | 新 築、改 築 又 は 増 築 の 別 | |
| 認 | 工 作 物 の 設 置 期 間 | 年 月 日 から 日間 年 月 日 まで |
| | 新 築、改 築 又 は 増 築 の 工 事 期 間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| | 新 築、改 築 又 は 増 築 の 工 事 の 規 模、方 法 等 | |
| | 備 考 | |
| | 不 承 認 の 理 由 | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

住 所

氏 名
(名称及び代表者氏名)

指定区域内（土砂採取・土地掘削）の（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった指定区域内における（土砂の採取・土地の掘削）について、次のとおり（承認・不承認）の通知をします。

年 月 日

四日市市長

印

| 漁 港 の 名 称 | | |
|-------------|-----------------------|--------------------|
| 承 | 土砂の採取又は土地の掘削の目的 | |
| | 土砂の採取又は土地の掘削の場所 | |
| | 土砂の採取又は土地の掘削の別 | |
| | 土砂の採取又は土地の掘削の区域面積及び数量 | |
| 認 | 土砂の採取又は土地の掘削の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 備 考 | |
| 不 承 認 の 理 由 | | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

危険物等荷役（許可・不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物等の荷役について、次のとおり
(許可・不許可) の通知をします。

年 月 日

四日市市長

印

| | | | | | | |
|----------------|--------------------------|---------|------|------|-------|--------|
| 漁 港 の 名 称 | | | | | | |
| 船 舟 | | 名 称 | 登録番号 | 総トン数 | 馬 力 数 | 主たる根拠地 |
| | | | | | | |
| 許 可 | 危 険 物 等 の 種 類 及 び 数 量 | | | | | |
| | 荷 役 の 場 所 | | | | | |
| | 荷 役 の 期 間 | 年 月 日から | | 日間 | | |
| | | 年 月 日まで | | | | |
| 備 考 | | | | | | |
| 不 許 可 の 理 由 | | | | | | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

指定区域利用（許可・不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった陸揚輸送等の指定区域に係る利用について、次のとおり（許可・不許可）の通知をします。

年 月 日

四日市市長

印

| | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------------------|------|------|-------|--------|
| 漁 港 の 名 称 | | | | | | |
| 船 舟 | | 名 称 | 登録番号 | 総トン数 | 馬 力 数 | 主たる根拠地 |
| | | | | | | |
| 許 可 | 利 用 の 場 所 | | | | | |
| | 利 用 の 期 間 | 年 月 日から 日間 年 月 日まで | | | | |
| | 備 考 | | | | | |
| 不 許 可 の 理 由 | | | | | | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

漁港施設占有（許可・不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった漁港施設（水域施設を除く。）の占有に
ついて、次のとおり（許可・不許可）の通知をします。

年 月 日

四日市市長 印

| | | |
|-------------|---------------------|-----------------------|
| 漁 港 の 名 称 | | |
| 許 | 占 用 の 目 的 | |
| | 占有する漁港施設 の種類及び名称 | |
| | 占 用 の 場 所 | |
| | 占 用 の 面 積 | 平方メートル |
| 可 | 占 用 の 期 間 | 年 月 日から 日間 年 月 日まで |
| | 備 考 | |
| 不 許 可 の 理 由 | | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

工作物の（新築・改築・除去）の（許可・不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった工作物の（新築・改築・除去）について、
次のとおり（許可・不許可）の通知をします。

年 月 日

四日市市長 印

| | | |
|-------------|------------------|-----------------------|
| 漁 港 の 名 称 | | |
| 許 | 新築、改築又は 除去の目的 | |
| | 新築、改築又は 除去の場所 | |
| | 新築、改築又は 除去の別 | |
| 可 | 工 事 の 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
| | 備 考 | |
| 不 許 可 の 理 由 | | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

第 18 号様式を次のように改める。

住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

漁港施設占用料（減額・免除）の（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった漁港施設に係る占用料の（減額・免除）
について、次のとおり（承認・不承認）の決定をしたので、通知します。

年 月 日

四日市市長 印

| | | |
|-------------|-------------------|-----------------------|
| 漁 港 の 名 称 | | |
| 占 用 料 の 額 | | |
| 承 | 減額又は免除の別 | |
| | 減額し、又は免除する占用料の額 | |
| 認 | 減額又は免除の対象となる占用の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
| | 備 考 | |
| 不 承 認 の 理 由 | | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に対し審査請求をすることができます。

（四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部改正）

第20条 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の3を次のように改める。

第6号様式の3（第15条関係）

許

可

証

四日市市指令 第 号

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

浄化槽法第35条第4項の
のとおり許可する。

の規定により浄化槽清掃業について次

年 月 日

四日市市長

許 可 内 容

| | |
|-------|-----------------|
| 業務の種別 | |
| 事業区域 | |
| 備 考 | |
| 有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。

(四日市市空き地の雑草等の除去に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 四日市市空き地の雑草等の除去に関する条例施行規則(昭和60年四日市市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

四日市市指令 第 号

住 所

氏 名

不良状態解消措置命令書

年 月 日付け第 号で勧告した下記空き地の不良状態の改善について、いまだに履行されていないので、四日市市空き地の雑草等の除去に関する条例（昭和60年四日市市条例第14号）第5条の規定に基づき、直ちに下記の措置を講ずるよう命令する。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 空き地の所在地
- 2 空き地の地目及び面積
- 3 措 置 事 項
- 4 措 置 期 限

年 月 日

この処分について不服のあるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(四日市市景観条例施行規則の一部改正)

第 2 2 条 四日市市景観条例施行規則（平成 2 0 年四日市市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 号様式を次のように改める。

第11号様式（第7条関係）

景観計画区域内における行為命令書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

四日市市長

印

四日市市景観条例施行規則第7条第1項の規定により、 年 月 日までに次の措置をとるよう命じます。

| | | |
|-----------|-----|-------|
| | | ※整理番号 |
| 行 為 の 場 所 | | 四日市市 |
| 行 為 の 種 類 | | |
| 行 為 届 出 日 | | 年 月 日 |
| 行 為 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | 電話 |
| 施 工 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | 電話 |
| 命 令 事 項 | | |
| 備 考 | | |

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則(昭和46年四日
市市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

同意しない旨の通知書

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 旅館の敷地の所在及び地番 四日市市
- 3 旅館業を目的とする建造物の種別

上記による同意申請書及び添付図書に記載の旅館の建築について、下記の理由により同意しないこととしましたので、通知します。

（理由）

（教示）この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

なお、裁決の通知を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第24条 四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年四日市市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定申請については、長期優良住宅普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市長長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第3号様式（第9条関係）

承認しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、四日市市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る住宅の位置

四日市市

4 承認しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第 9 号様式及び第 1 0 号様式を次のように改める。

第9号様式（第17条関係）

改善命令書

認定計画実施者
様

第 年 月 日 号

四日市市長 印

下記の長期優良住宅建築等計画の認定について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
四日市市
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第10号様式（第18条関係）

認定取消通知書

認定計画実施者
様

第 年 月 日 号

四日市市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

四日市市

4 認定を取り消した理由

※ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行った場合、認定の取消しにより、確認済証の交付があったものとみなされなくなります。

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、四日市市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

(四日市市再開発住宅条例施行規則の一部を改正)

第25条 四日市市再開発住宅条例施行規則(平成6年四日市市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
住 所
氏 名

再開発住宅入居申込却下通知書

年 月 日付で提出のあった、再開発住宅の入居申込みは、
調査の結果、下記の理由により却下します。

年 月 日

四日市市長 印

理 由

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
住 所
氏 名

再 開 発 住 宅 入 居 許 可 書

年 月 日付けで申込みのあった再開発住宅の入居について下記のとおり許可します。

年 月 日

四日市市長 印

- 1 住 宅 番 号 再開発住宅 第 号
- 2 入 居 手 続 年 月 日までに誓約書の提出及び敷金の納付を行ってください。
- 3 家 賃 _____ 円
- 4 入居すべき時期 年 月 日～ 年 月 日
- 5 敷 金 _____ 円
- 6 入居許可する同居親族

| 続柄 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 続柄 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|----|-----|---------|----|-----|---------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第6号様式（第6条関係）

四日市市指令 第 号
住 所
氏 名

再開発住宅（仮住居）入居許可書

年 月 日付けで申込みのあった再開発住宅の入居について下記のとおり許可します。

年 月 日

四日市市長 印

- 1 住宅番号 再開発住宅 第 号
- 2 家 賃 _____ 円
- 3 入居許可期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日
- 4 入居許可する同居親族

| 続柄 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 続柄 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|----|-----|---------|----|-----|---------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第10号様式を次のように改める。

再開発住宅家賃等減免・徴収猶予決定書

年 月 日付けで申請のあった家賃等減免・徴収猶予について、下記のとおり決定したので通知いたします。

ただし、減免又は徴収猶予の必要がなくなつたと認めた場合には、減免、徴収猶予を取り消します。

年 月 日

四日市市長 印

| 区 分 | | 金 額 | 期 間 |
|-------------------------|----------------|----------|--------------------|
| 家賃 敷金 割増賃料 | 減免 徴収猶予 | (減免後の金額) | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 徴収猶予をした 家賃等の納付方法 | | | |

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第15号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

再開発住宅第 号
様

四日市市長 印

割 増 賃 料 決 定 通 知 書

あなたの収入に基づく割増賃料は、四日市市再開発住宅条例第25条第1項の規定により、下記のとおり決定しました。

なお、この割増賃料は、平成 年 月 日より従来の家賃に加えて支払っていただくことになりましたので通知します。

記

算出基礎

| | | | | | |
|--------|---|--------|---|------|--------|
| あなたの家賃 | × | 割増賃料倍率 | = | 割増賃料 | 合計納付家賃 |
| | | | | | |

| | | | |
|----------|-------|-------------|-----|
| あなたの収入月額 | 割増賃料 | 収 入 月 額 | 倍 率 |
| | の 倍 率 | 円を超え 円以下の場合 | |
| | | 円を超える場合 | |

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第19号様式を次のように改める。

再開発住宅入居者名義変更許可書

年 月 日付けで申請のあった入居者の名義変更については、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

四日市市長 印

| | 氏 名 | 続 柄 | 性 別 | 年 齢 | 職 業、 勤 務 先 名 称、 所 在 地 | 備 考 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--------------------------|-----|
| 入 居 者 及 び 同 居 者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

条件

- 1 許可のあった日から10日以内に誓約書を提出して入居手続をすること。
- 2 入居者は従前の入居許可書及び本書を保管すること。
- 3 四日市市再開発住宅条例及び同条例施行規則を遵守すること。

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 2 1 号様式を次のように改める。

再開発住宅用途一部変更許可書

年 月 日付けで申請のあった再開発住宅の用途の一部変更については、次の条件を付けて許可いたします。

年 月 日

四日市市長 印

1 用 途

2 部 分

3 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

4 四日市市再開発住宅条例及び同条例施行規則を遵守すること。

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 2 3 号様式を次のように改める。

再 開 発 住 宅 同 居 許 可 書

年 月 日付で申請のあった再開発住宅への同居について、次のとおり条件をつけて同居を許可します。

年 月 日

四日市市長 印

| 同居を許可した者 | 申請人との続柄 | 生年月日 | 同居の期間 | 備 考 |
|----------|---------|------|-------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

条 件

- 1 入居者が退去し、又は明渡しを請求されたときは、同居者を同時に退去させること。
- 2 同居者は許可された期間中といえども市長より退去を要求せられたときは、速やかに立ち退かなければならない。
- 3 同居者は四日市市再開発住宅条例、同条例施行規則及び市長の指示事項を遵守すること。

注 意

同居中は必ず本書を保存しておいてください。住宅の立入検査その他必要あるときは本書の提示を求めることがあります。また住宅を返還されるときは本書を返還してください。

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 2 5 号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
再開発住宅 第 号

再 開 発 住 宅 増 築 模 様 替 換 許 可 書

年 月 日付で申請のあった増築模様替えについては、四日市市再開発住宅条例第22条ただし書の規定により、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

四日市市長 印

- 1 増築床面積 (m^2)
模様替え ()
敷地内工作物 ()

2 用 途

- 3 条 件 (1) 工事が完了後、5日以内に竣工届を提出し検査を受けること。
(2) 住宅退去の際は、入居者の負担において撤去し現状に回復すること。
(3) 管理上の必要により市長より撤去を命ぜられた場合は、遅滞なく入居者の負担において撤去し現状に回復すること。
(4) 申請書に虚偽の事項を記載したときは、この許可を取り消すものとする。

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 29 号様式を次のように改める。

四日市市指令第 号
年 月 日

再開発住宅明渡請求通知書

再開発住宅第 号
様

四日市市長 印

あなたは、四日市市再開発住宅条例第28条第1項第 号に該当しますので、同条第1項の規定により入居の許可を取り消します。よって、同条例第15条及び第16条に規定する費用を負担し、第27条に規定する検査を受けたいえ指定期日までに住宅を明け渡してください。

当該指定期日までに明渡しをしないときは、同条例第28条第2項の規定により、明渡し指定期日より明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する損害賠償額を納めていただくこととなりますのでご承知ください。

記

- 1 明渡住宅 第 号
- 2 明渡期日 年 月 日

備考 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 3 3 号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

（入居名義人）

四日市市長

自動車保管場所使用許可取消通知書

年 月 日付で保管場所の使用許可を取り消します。下記返還期日までに返還するよう通知します。

記

| | | | |
|---------|-------|------|---|
| 保管場所の所在 | 四日市市 | | |
| 保管場所の位置 | | 区画番号 | 番 |
| 取 消 理 由 | | | |
| 返 還 期 日 | 年 月 日 | | |

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(四日市市営住宅条例施行規則の一部改正)

第26条 四日市市営住宅条例施行規則(平成10年四日市市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

市営 団地 第 号

四日市市長 印

連帯保証人変更承認（不承認）書

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 次のとおり連帯保証人の変更を承認します。

| | |
|----------|----------|
| 新連帯保証人 | 住所 氏名 |
| 新連帯保証人 | 住所 氏名 |
| 連帯保証人変更日 | 年 月 日 |

- 2 連帯保証人の変更を承認しません。

理由

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第8号様式を次のように改める。

市営住宅同居承認（不承認）書

年 月 日付けで申請のあった同居承認申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり条件を付して同居を承認します。

| 同居を承認した者 | 入居者との続柄 | 生年月日 | 同居を承認する期間 | 備考 |
|----------|---------|------|-----------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

条件

- 入居者が退去し、又は明渡しを請求されたときは、同居者を同時に住宅から退去させること。
- 同居者は、承認期間中といえども市長より退去を要求されたときは、速やかに立退かなければならないこと。
- 同居者は、四日市市営住宅条例、同条例施行規則及びこれらに基づく指示命令を守ること。

注意

同居中は必ず本書を保存しておいてください。住宅の立入検査その他必要あるときは、本書の提示を求めることがあります。

2 次の理由により同居を承認しません。

理由

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第11号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

市営 団地 第 号

四日市市長 印

市営住宅入居者名義変更承認（不承認）書

年 月 日付けで申請のあった入居者の名義変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 名義変更を次の条件を付して承認します。

| 入居者及び同居者 | 氏 名 | 入居者との続柄 | 生 年 月 日 | 備 考 |
|----------|-----|---------|---------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

条件

- (1) 従前の入居許可書及び本書を保管すること。
- (2) 四日市市営住宅条例、同条例施行規則及びこれらに基づく指示命令を遵守すること。

2 次の理由により名義変更を承認しません。

理由 _____

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第13号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

市営 団地 号
様

四日市市長

収入認定通知書（家賃決定通知書）

四日市市営住宅条例第 20 条第 1 項及び第 41 条第 1 項の規定により、あなたの世帯の収入の額を下記のとおり認定しましたので、同条例第 20 条第 3 項の規定により通知します。

また、あなたの世帯の収入に基づく家賃は、同条例第 21 条の規定により下記のとおり決定しましたので併せて通知します。

記

| | |
|-------------|---|
| あなたの世帯の収入月額 | 円 |
| あなたの決定家賃 | 円 |
| 決定家賃適用期間 | |

注) 収入が未申告の場合は、近傍同種家賃がかかることがありますので、必ず申告してください。

備 考

この収入認定に対して意見がある場合は、この通知を受けた日から 1 か月以内に、所定の用紙により意見を申し立てることができます。また、本人又は同居者の異動、退職等により収入が減少した場合も、その事実が発生した日から 1 か月以内に、所定の用紙により収入認定の額の変更を申し立てることができます。

この家賃決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この家賃決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

◎収入認定

※ 収入

| 収入該当者 | 年間所得額 | 収入該当者 | 年間所得額 |
|-------|-------|------------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 年間所得合計 (A) | |

※ 控除金額

| | | | | | |
|--|--|--|----------|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | 控除合計 (B) | | |

※ 収入月額

| | | |
|--------------------------|-------------|------|
| 年間所得合計 (A) | 控除合計 (B) | 収入月額 |
| (円 - | 円) | 円 |
| ÷ 12 = | | |

◎家賃決定

※あなたがお住まいの住宅の家賃について

| 近傍同種家賃 | | | | |
|--------|--------|------|------|--|
| 分位 | 応能応益家賃 | 収入月額 | 収入分位 | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |

第15号様式を次のように改める。

第 15 号様式 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

市営 団地 第 号
様

四日市市長 印

収入認定 (家賃) 更正決定通知書

あなたから 年 月 日付けで意見の申立てのありました収入認定について下記のとおり更正決定しましたので、四日市市営住宅条例施行規則第11条第4項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------|-------|
| 認 定 年 月 日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|

| | | |
|----------|----------|---------------------|
| 所得金額合計 A | 控除金額合計 B | 収入認定月額 (A - B) / 12 |
| 円 | 円 | 円 |

| 収 入 | 収入該当者 | 年間所得額 | 収入該当者 | 年間所得額 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | 合 計 A | 円 |

| 控 除 | 同居・扶養親族控除 | 人 | 円 | 普通障害者控除 | 人 | 円 |
|--------|-----------|---|---|---------|---|---|
| | 老人扶養控除 | 人 | 円 | 老年者控除 | 人 | 円 |
| | 特定扶養控除 | 人 | 円 | 寡婦寡夫控除 | 人 | 円 |
| | 特別障害者控除 | 人 | 円 | 合 計 B | | 円 |

| | | |
|---------|----|---|
| 更正決定家賃等 | 月額 | 円 |
|---------|----|---|

| | |
|--------|-----|
| 適用開始年月 | 年 月 |
|--------|-----|

この家賃の更正決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この家賃の更正決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。(なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第17号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

市営 団地 第 号
様

四日市市長 印

収入認定（家賃）変更決定通知書

あなたから 年 月 日付けで変更の申立てのありました収入認定について下記のとおり変更決定しましたので、四日市市営住宅条例施行規則第11条第7項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------|-------|
| 認 定 年 月 日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|

| | | |
|----------|----------|---------------------|
| 所得金額合計 A | 控除金額合計 B | 収入認定月額 (A - B) / 12 |
| 円 | 円 | 円 |

| | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 収入 | 収入該当者 | 年間所得額 | 収入該当者 | 年間所得額 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | 合 計 A | 円 |

| | | | | | | |
|----|-----------|---|---|---------|---|---|
| 控除 | 同居・扶養親族控除 | 人 | 円 | 普通障害者控除 | 人 | 円 |
| | 老人扶養控除 | 人 | 円 | 老年者控除 | 人 | 円 |
| | 特定扶養控除 | 人 | 円 | 寡婦寡夫控除 | 人 | 円 |
| | 特別障害者控除 | 人 | 円 | 合 計 B | | 円 |

| | | |
|---------|----|---|
| 変更決定家賃等 | 月額 | 円 |
|---------|----|---|

| | |
|--------|-----|
| 適用開始年月 | 年 月 |
|--------|-----|

この家賃の変更決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この家賃の変更決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第44号様式を次のように改める。

四日市市指令 第 号
年 月 日

市営 団地 第 号

四日市市長

自動車保管場所使用許可取消通知書

年 月 日付で保管場所の使用許可を取り消します。下記返還期日までに返還するよう通知します。

記

| | | | |
|---------|-------|------|---|
| 保管場所の所在 | 四日市市 | | |
| 保管場所の位置 | 団地内 | 区画番号 | 番 |
| 取消理由 | | | |
| 返還期日 | 年 月 日 | | |

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

(四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第27条 四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和58年四日市市規則第25号)

の一部を次のように改正する。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第7条関係）

年金決定通知書

様

新規分

改定分

年 月 日

四日市市長

印

下記のとおり年金の支払いの支給を決定したので通知します。

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------------------|---|-------------|--------|-------|---------------------------------------|------------------|--------|------------------|--|--|
| 非防 常団 勤員 消等 | 年金 証書 番号 | | 事故 年度 | 年度 | 種別 | 消防団員 消防作業従事者 水防従事者 応急措置従事者 救急業務協力者 | | | | | |
| 住 所 | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | 男・女 | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | | |
| 年金の種類 | | 障害補償年金 | | | | 遺族補償年金 | | | | | |
| 開始 支払 年月 改定 | | 年 月 | | | | | | | | | |
| 補償基礎額 | | 円 内訳 | | 基礎額 | 円 | | 扶養加算額 | 円 | | | |
| 年金支払額 | | | | | | | | | | | |
| 各期支払額 | | 年金支払額 $\text{円} \times \frac{3}{12} =$ $\times 1 =$ 円 | | | | | | | | | |
| 他の法律の 調整率等 | | 法律の名称等 | 年 金 額 | 調整率 | 調 整 額 | | | | | | |
| | | | 円 | % | 円 | | | | | | |
| | | | 円 | % | 円 | | | | | | |
| 障害補償年金 | | 第 級 号 | 加重障害の差引計算方式 | | | | | | | | |
| 遺族補償 年金 | 年金支払額 の基礎とな った遺族数 | 配 偶 者 | 子 | 父 母 | 孫 | 祖 父 母 | 兄 弟 姉 妹 | 廃 疾 | 受 給 権 者 | | |
| 年金支払額 改定の理由 | | 1 基礎額改定 2 他の法律の調整率等の改定 3 障害倍数又は遺族 年金の算定基礎日数の改定 4 遺族が18歳に達した 5 妻が55歳に 達した 6 婚姻 7 養子縁組又は離縁 8 死亡 9 遺族の生計分離 又は再同一 10 その他 | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | |

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に四日市市長に対し審査請求をすることができます。

(四日市市消防団員等公務災害補償審査会規則の廃止)

第28条 四日市市消防団員等公務災害補償審査委員会規則(昭和39年四日市市規則第4号)
は、廃止する。

(四日市市火災予防規則の一部改正)

第29条 四日市市火災予防規則(昭和56年四日市市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3号様式の6を次のように改める。

第3号様式の6(第8条の4関係)

指定催しの指定通知書

四消本予 号
年 月 日

(催しを主催する者) 様

四日市市消防長 印

四日市市火災予防条例第45条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

| | |
|---------|--|
| 催しの開催場所 | |
| 催しの名称 | |
| 催しの開催期間 | |

教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となる。)

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

(四日市市水道水源保護条例施行規則の一部改正)

第30条 四日市市水道水源保護条例施行規則（平成17年四日市市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

揚水設備 〔設置〕
〔変更〕 の 〔許可〕
〔不許可〕 決定通知書

住 所
名 称
代表者氏名

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった揚水設備設置・変更については、次のとおり許可・不許可の決定をしたので、四日市市水道水源保護条例第9条第5項の規定により通知します。

| | |
|-------------------------------|---|
| 工場等の名称 | |
| 工場等の所在地 | |
| 許 可 番 号 | 新設・既設 設置・変更 揚水設備の種類及び出力 No |
| 許 可 内 容 | 集水部の位置 地表面下 m 揚水設備の吐き出し口の断面積 c m ² 許可揚水設備の日最大揚水量 m ³ 当該工場等の総揚水量規制値 m ³ /日以下 |
| 工事着手期間 | |
| 許 可 条 件 又 は 不 許 可 の 理 由 | |

(規格A-4版)

※なお、他の関係法令等の許認可、届出が必要な場合は、この許可書に関わらず関係機関への手続きをしてください。

【不服の申立て】

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第10号様式を次のように改める。

使用禁止等命令書

住所
氏名

四日市市上下水道事業管理者

四日市市水道水源保護条例（第18条第1項・第18条第2項・第18条第4項・第19条第1項）の規定により、次のとおり（行為の禁止・許可の取消・措置・利用制限）を命ずる。

| | |
|------------------------|--|
| 工場等の名称 | |
| 工場等の所在地 | |
| 行為の禁止内容 | |
| 許可の取り消しの内容 | |
| 措置の内容 又は 利用制限の内容 | |
| 処分の理由 | |
| 備考 | |

(規格A4版)

【不服の申立て】

1. この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。
2. この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第31条 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業登録拒否通知書

住所
氏名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けの浄化槽保守点検業の登録申請については、下記の理由により、登録を拒否したので通知します。

記

登録拒否の理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

浄化槽保守点検業登録取消通知書

住 所
氏 名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

年 月 日 第 号で登録した浄化槽保守点検業については、四日市市浄化槽保守点検業者登録条例第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録を取り消します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消の理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

浄化槽保守点検業停止命令通知書

住 所
氏 名 様

四日市市上下水道事業管理者 印

年 月 日 第 号で登録した浄化槽保守点検業については、四日市市浄化槽保守点検業者登録条例第13条第1項の規定により、下記のとおり事業の全部(一部)の停止を命令します。

記

- 1 停止を命ずる事項
- 2 停 止 期 間
年 月 日 から
年 月 日 まで
- 3 停止を命ずる理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部総務課)